

公安委員会定例会議(第9回)の開催状況

第1 日 時 令和6年4月3日(水)
午後2時06分 ~ 午後3時10分

第2 出席者 五葉委員長、佐伯委員、小野委員
本部長、総務室長、警務部長、首席監察官、生活安全部長
刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長、情報通信部長
総務課長

第3 議事の概要

1 五葉委員長説示

本日は、殺人罪や組織犯罪処罰法違反などに問われた特定危険指定暴力団「工藤会」総裁の野村悟被告の控訴審判決についてお話しします。本年3月12日、福岡高等裁判所は、工藤会が関わった4件の一般市民襲撃事件を巡り、1998年に北九州市の元漁協組合長が射殺された事件に関しては、「野村被告の共謀を推認するには限界がある」として無罪とし、死刑とした1審判決を破棄して無期懲役を言い渡しました。

事件発生当時、野村被告は工藤会傘下の「田中組」の組長であり、1審の福岡地方裁判所は、直接証拠がない中、状況証拠から野村被告の共謀を認定しました。

しかし、福岡高等裁判所は、事件当時、田中組が組織的に実行した事件と認定する一方で、「記録を精査しても、1998年ごろの意思決定の在り方は不明というほかなく、証拠上認定できない。野村被告の共謀を推認させる間接事実に係る1審判決は是認できないか、推認力に乏しいものにとどまる」などと判示し、野村被告が重要な意思決定に関与していた証拠はないと指摘して1審判決を覆しました。つまり、事件が起きた1998年ごろの工藤会や傘下組織の状況から、野村被告しか重要な意思決定をできなかったという証拠はないと結論付けたのです。

暴力団犯罪の場合は、間接証拠によって共謀を立証するしかないという状況も多いと思いますが、一部無罪はやはり残念としか言いようがありません。間接証拠で共謀を立証することがいかに難しいかということはこの事件は物語っています。

捜査当局にあっては厳しい判決内容となりましたが、共謀の立証に関する重要判決ですので、執務の参考としてください。

2 決裁事項

(1) 公安委員会定例会議の会議録

総務室から、令和6年第8回公安委員会定例会議の会議録について伺いがあり了承した。

(2) 犯罪被害者等早期援助団体からの定期提出書類の提出

総務室から、犯罪被害者等早期援助団体からの定期提出書類の提出について伺いがあり了承した。

- (3) 総括審理官等の指名
警務部から、総括審理官等の指名について伺いがあり了承した。
- (4) 禁止命令等実施報告
生活安全部から、禁止命令等実施報告について伺いがあり了承した。

3 報告事項

(1) 日本DMORT（災害死亡者家族支援チーム）との協定締結

総務室長から、日本DMORT（災害死亡者家族支援チーム）との協定締結について報告があった。

委員から、「悲しみに暮れるご遺族の方々の心の支えとなり、社会復帰に向けたメンタルケアを充実させる協定を締結できたことは非常に喜ばしい。今後はより支援の内容を深めていただきたい」との発言があった。

委員から、「ご遺族の悲しみは想像に絶するものがある。今回の協定締結はそうした方々を支援する素晴らしい取組だと思う。災害は起こらないことが一番良いが、発生した場合に備えて支援の拡充をお願いしたい」との発言があった。

委員から、「災害発生時には、誰に相談すればいいのかわからない人も多いと思うので、警察活動を通じて関係機関につなぐなど、DMORTの活動と合わせてきめ細かな支援をお願いしたい」との発言があった。

(2) 令和5年度監察の実施結果

首席監察官から、令和5年度監察の実施結果について報告があった。

委員から、「近年、警察に対する社会の目が厳しくなる中、格好よく憧れの警察職員であり続けるために、組織の内部から規律を高めていただきたい」との発言があった。

委員から、「計画外監察は一番実効性があり、実践に即した検証を行うことは良い取組だと思う。組織内部におけるチェック機能は難しいものがあると思うが、今後も効果的な監察をお願いしたい」との発言があった。

委員から、「端正な服装が保たれ、警察手帳を始めとする携行品や装備資機材を正しく携行・装着しているかも非常に重要である。こうしたことも監察等を通じて職員に周知徹底いただきたい」との発言があった。

(3) 監察案件に関する報告

警務部から、監察案件に関する報告があった。

4 その他

(1) 生活安全部長から、「入学式における新入学児童の見守り活動」について、交通部長から、「春の全国交通安全運動」について、それぞれ報告があった。

(2) 本部長から、「委員長から、特定危険指定暴力団「工藤会」の野村悟被告の控訴審判決を御紹介いただいた。暴力団は銃器を用いた殺傷事件を引き起こしたり、意に沿わない個人・事業者を対象として報復・見せしめ目的の襲撃等事件を起こしたりするなど、自己の目的を遂げるためには手段を選ばない凶悪性がみられた一方、組織統制が厳しいため、組

織内部から情報を取るのが非常に難しい。委員長御指摘のとおり、この種の暴力団事件においては、共謀の立証を始め困難な捜査を伴うことが少なくないが、本件判決も踏まえつつ、暴力団犯罪の取締りを徹底してまいりたい」との発言があった。

以 上